

## 令和5年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年4月21日（金）午後2時30分～午後3時17分
場所	さぬき市役所寒川庁舎 3階301・302  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1号）
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第2～4号）
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第5～14号）
日程第5	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第15号）
日程第6	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	なし
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	なし
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし





議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第2号から第4号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で議案第2号は●●委員の関係案件になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それではご説明させていただきます。

●●委員に関係する案件を除いた今月の4条の案件は2件ございまして、面積にして363㎡、4筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書2ページからでございます。

会長提出議案第3号、地区番号4、受付年月日、令和5年4月3日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目田、現況地目田及び宅地、地積合計294.89㎡。転用目的、既存宅地の拡張。工事着完予定年月日は平成3年1月1日から平成3年12月31日。農地区分、第2種農地、無断転用是正の申請で、令和5年2月に農振の個別除外の審議を行っている案件です。資料と致しましては4から5ページで、位置図を4ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約430mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、是正するため転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第4号、地区番号5、受付年月日、令和5年4月3日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番他2筆、台帳地目畑、現況地目畑、宅地及び道路、地積合計270㎡。転用目的は既存宅地の拡張。工事着完予定年月日は令和5年6月15日から令和5年12月31日。農地区分、第2種農地で、一部無断転用是正を伴う申請で、令和5年2月に農振の個別除外の審議を行っている案件です。資料と致しましては6から7ページで、位置図を6ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約560mに位置し、隣接については、畑、宅地、山林及び道路に接しております。このたび既に宅地及び進入路として利用している申請地の無断転用が判明し、その部分の是正に伴い新たに居宅への進入路を設けるため、転用

申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

芳竹和政委員 それでは、3号議案についてご説明致します。2月に農振除外の審査を致しました。それで問題なかろうということで、今回の18日に全員で寄って審議しまして、問題なかろうということになりましたので、どうぞご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 4号議案、●●地区の案件ですが、前回、農振除外の報告で見てまいりましたし、事務局の説明どおりでしたので、別に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号、第4号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号、第4号につきましてお諮りします。議案第3号、第4号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号、第4号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第2号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 それではご説明させていただきます。●●委員に関する案件は1件ござ

いまして、面積にして474㎡の1筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は2ページでございます。

会長提出議案第2号、地区番号4、受付年月日、令和5年4月3日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番1で、台帳地目田、現況地目田及び宅地、地積は474㎡です。転用目的は既存宅地の拡張で、建築面積は294.89㎡。工事着完予定年月日は平成24年1月1日から平成24年12月31日。農地区分、第2種農地、一部無断転用是正を伴う申請で、令和5年2月に農振個別除外の審議を行っている案件です。資料と致しましては2から3ページで、位置図を2ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の南約800mに位置し、隣接については、宅地及び道路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、是正するため転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

芳竹和政委員 2号議案についてご説明致します。これも農振除外の審査は済んでおります。無断転用の是正ということで問題なかろうと思われまますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号につきましてお諮りします。議案第2号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)







申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●の南西約400mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。

会長提出議案第12号の申請者はコンビニエンスストアの経営事業を営む法人であり、店舗用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。会長提出議案第13号については、農地の管理に困っていた譲渡人とコンビニエンスストアの貸駐車場用地として需要があると考えた譲受人との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、無断転用部分については始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

岡村義弘委員

報告します。第5号議案については、この水路関係で、もともと池の近くというか海べりに近くなって、元の水路がどこかというのを探するのが困るところです。そんなんで、いろいろと地区の順番にかわした結果、最後に土地改良区との境界立会も同じところを兼ねて、その辺もお知らせするという業者側の丁寧な説明によって周知会を開きました。それで、そのとおりの推進委員等に話をしてみましたところ、それでいいんじゃないかということで、事務局の大体その報告があったとおりでと思いますので、審議のほうをよろしくをお願いします。

次に6号。これは●●さんが、これ子供に当たるんですけど、親が、男親がもう10年ぐらい、母親も三、四年前に亡くなって、息子さんが今、●●におると。そして、妹さんも●●へ嫁いでいるということで、三、四年間、一応、耕作放棄前みたいな畑と住宅が残っているので、その管理はできないということで、この●●さんがすぐ近くですので、その辺も働きかけて、この話は成立したと思います。審議のほうをお願いします。

大塚ノブ子委員

第7号議案についてご報告致します。私たち4月15日に現地確認を行いました。それで、資料の12ページの地図を見ていただきたいんですけども、これが昭和44年の作成地図なんです。この14日に行きましたところ、全然どの土地か見当がつかなくて、12ページの地図の右側の部分に●●●の●、●●●●●●●●●●●●●●とありますけれども、ここはもう10年前に太陽光の設備を設置しとるんです。その横のこの●●さんの申請地、3,555㎡、これもうすっかり山になっておりました。ここは畑とあるんですけど、山です。この●●●の●は墓地とありますけれども、この墓地は

このすぐ横の道の反対側にありまして、全然見当がつかなくて、どれだろう、どれだろう、雨の中を濡れて10人で探しました。そうしたら、この山になっている3,555㎡が畑なんです。やっと分かりました。もうこれは仕方ないだろうということで認めることに致しました。これからもう少し最近の地図をつけてほしいんです。もう50年余りも前の地図です、これ。見当がつかなくて、探しまくりました。みんなこれは言おうかと相談して、私が言うことになりましたけれども、よろしくお願い致します。

議長（会長）　　続きまして、●●地区、お願い致します。

十川隆行委員　　●●地区です。8号議案、9号議案、10号議案ともに事務局の説明したとおりでございます。よろしく審議お願いします。

議長（会長）　　続きまして、●●地区、お願いします。

岩澤佳宣委員　　長尾地区の11号議案は農振除外を受けている土地で、前に見たところでした。事務局の言うとおりですので、別に問題ないと思われます。

12、13は事務局の説明どおりで、●●●●●●の角っこに当たるところで、商売上でいいところかなと思われますが、説明どおりでしたので、審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第5号から第13号につきましてお諮りします。議案第5号から第13号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第5号から第13号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第15号を上程致します。

なお、今月の議案で、議案書6ページの整理番号4が●●●●委員さん、●●委員さん、整理番号11が●●委員さん、農地中間管理事業対象農用地等総括表の10番から12番、25番、26番が●●●●委員さん、●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第15号について、委員さんの案件を除きご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書6ページから10ページとなります。

個人が17件、法人7件、中間管理機構16件の合計40件となっております。40件のうち新規19件、再設定21件となっております。

40件のうち賃借権が7件、使用貸借権が33件となっております。賃借権の内訳としまして、5,000円が2件、3,000円が2件、1,000円が1件、物納2件となっております。

期間は、10年10件、6年16件、5年7件、3年3件、1年1件、8か月1件、3か月2件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた38件について説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人14件、法人24件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権10件、使用貸借権28件となっております。期間は、10年12件、6年26件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多いので、一括して質疑に入りますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言ください。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案書の整理番号4番、整理番号11番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の10番から12番、25番、26番を除く議案第15号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、議案書で●●●●委員、●●委員の関係議案である整理番号4番、●●委員の関係議案である整理番号11番、農地中間管理事業対象農用地等総括表で●●●●委員、●●委員の関係議案である10番から12番、25番、26番の審議に入ります。それでは、●●●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第15号についての委員さんの案件は2件で、再設定2件、使用貸借権2件となっております。期間は、10年1件、5年1件となっております。利用内容については、水稲、麦の作付となっております。

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は5件で、使用貸借権5件となっております。期間は、6年5件となっております。利用内容については、水稲、麦の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。

退席されている●●●●委員さん、●●委員さん、●●委員さんの再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長（会長） では、本日の上程議案は以上で、日程第6 その他で、事務局ありませんか。

事務局 それでは、1件だけ報告致します。3月定例会において行っていただいた最適化活動に関する自己評価の結果を取りまとめましたので、ご報告致します。

まず、毎月計画した目標日数の計画は難しかったとの回答が多かったです。次に、今後力を入れたい活動としましては、遊休農地解消が最も多かったです。皆さん、大変お忙しい中で活動記録を続けていただき誠にありがとうございます。

それから、地区によっては3つ全ての活動を行うことが難しいところもあると思います。皆さんにおかれましては、地域の実情に合わせて今後とも活動に取り組んでいただければ幸いです。

報告は以上です。

事務局 引き続いて事務局から。皆様方に会の前に緑の封筒でお配りしとったと思うんですけども、令和6年度の農地等利用の最適化の推進に関する改善意見ということで、昨年度も同様の意見書を提出ということでまいったんですけども、今年も例年どおり、農業委員会法に基づいて農業会議のほうから取り

まとめをお願いしたいということでご依頼が来ております。次回の5月19日の定例会までに各地区で取りまとめの上、事務局まで提出をお願い致します。

それから、次回の定例会でございますが、5月19日金曜日午後1時半から、本庁の附属棟の多目的室で開催しますので、また予定のほうをよろしくお願い致します。

以上です。

議長（会長）

集積員の方、ありますか。

農地中間管理  
機構

ございません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和5年4月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 3時17分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 14番

署名委員 15番